

「緊急事態宣言を踏まえた新郷東小の対応等について」

令和3年8月2日

【基本方針】 一步前進！チーム新郷東小！ 子どもの命・安全最優先

緊急事態宣言下における本校の対応につきましては、市教委からの指示事項を踏まえ下記のようにしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。なお、今後の感染状況により変更もあることをお含みおきください。

1 学校保健に関する感染予防の更なる徹底

- (1) 健康観察の更なる徹底について
 - ・毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察カードによる健康観察の強化
 - ・風邪症状等の体調不良の際には登校させない
- (2) 学校環境衛生について
 - ・登校時・給食時（黙食）のアルコールによる手指消毒
 - ・手洗い・うがい・顔洗いの徹底と正しいマスクの着用
 - ・適切な換気と保湿
- (3) 家庭（保護者）への協力依頼について
 - ・登校前の検温、健康観察、体調管理の徹底（体調不良の際は登校しない、させない）
 - ・同居家族が体調不良の場合及びPCR検査を受ける場合は、登校を控えてもらうよう協力を要請する。
 - ・手洗いの徹底と正しいマスクの着用
 - ・適切な換気と保湿
 - ・不要不急の外出を避ける

2 教育活動について

- (1) 基本的な考え方について
 - ・原則、感染対策を徹底しながら教育活動を継続し、全教育課程を履修する。
 - ・なお、実技を伴う教科等の一部感染リスクの高い活動内容については、埼玉県教育委員会の通知の内容を踏まえた上で、川口市教育員会の指示に準ずる。
- (2) 感染予防等について
 - ・各教育活動において、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（レベル2）に基づき、教科活動や学校行事等の場所、時間、人数等の活動計画を確認し、実施方法について改めて校内で協議し、感染リスクの高い活動については、延期・中止を検討する。
- (3) 学校行事等について
 - ・始業式などは、これまで同様 Teams によるオンライン配信で対応する。運動会は、低中高のブロック別開催、音楽会は体育館への制限をかけ児童のみの開催とするが

感染状況を鑑み検討する。

(4) 校外行事の実施について

- ・目的地等の状況、児童の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断する。

(5) サマースクールについて

- ・感染防止を徹底の上、実施する。

3 給食指導に関する留意事項の徹底

「川口市立学校の学校給食留意事項」（令和2年10月27日付け）を原則とし、以下の点について徹底する。

(1) 準備について

- ・給食当番を行う児童及び教職員は、健康状態、服装を含め当番活動が可能であることを毎日点検する。
- ・児童全員が食事の前にうがい、石けんによる手洗い、必要に応じてアルコール等による消毒を行い、会食までマスクの着用を徹底する。

(2) 配膳について

- ・教職員が中心に行い、児童が担当するものを限定するなど対応を工夫する。

(3) 会食中について

- ・飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにはせず、前を向いて食べる。
- ・会話は禁止とする。

4 児童生徒の出欠席の取扱い

(1) 基本的な考え方について

- ・熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「**出席停止**」となる。
- ・保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応については、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「**出席停止**」として記録し、欠席としない場合もあり得る。

(2) 表簿等への記載について

- ・「出席停止」の理由は、「**新型コロナウイルス感染症関連**」とする。

(3) 登校後の体調不良に関する取扱いについて

- ・学校で発熱等の体調不良を確認した場合、保護者に連絡し当該児童を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。（「**出席停止**」とする）

5 教職員のサービスの取扱い

(1) 基本的な考え方について

- ・下記の表を参考に、これまでの対応と同様とする。

(参考) 新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等の服務

①教職員に風邪症状がある場合	出勤を自粛(特別休暇:交通遮断休暇)
②教職員と同居している親族等に風邪症状がある場合	出勤を自粛(特別休暇:交通遮断休暇)

③教職員が保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された場合	(無症状の場合) 出勤を自粛(職専免の承認)
④教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合	出勤不可(特別休暇:交通遮断休暇)
⑤教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する就業制限の対象になった場合	出勤不可(職専免の承認)
⑥「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取り扱いについて(通知)令和2年11月9日付事務連絡」による場合	出勤を自粛(特別休暇:交通遮断休暇)
⑦「職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて(通知)」令和3年6月10日付事務連絡	職専免の承認(ワクチン接種、その後の発熱等)

6 社会教育団体等への学校施設開放

- ・校庭等の屋外施設及び体育館等の屋内施設の開放は夜7時までとする。(緊急事態宣言が解除されるまで)
- ・利用団体に対して、利用における注意事項(「3密」を避ける、ドアノブ・スイッチ等共用箇所の消毒等)を周知し、感染症対策を徹底させる。
- ・利用者すべてについて、氏名・連絡先・健康状態等を把握するため、名簿を提出させるなど記録を残す。
- ・利用の際は、関係団体のみでの利用とし、練習試合等で部外者を入れないこと。

7 放課後児童クラブの対応

- ・通常どおり開室する。

8 来校者への対応

- (1) 氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、消毒及びマスクの着用を徹底させる。
- (2) 来客者の待機場所は、間隔をあけてパーテーションや椅子を置くなど、ソーシャルディスタンスをとるようにする。

9 GIGA スクール端末の一層の環境整備

- ・最悪の事態を想定し、学校閉鎖になった場合にも学びを止めない体制を構築する。
- ・5・6年生は、夏季休業中にタブレットを持ち帰っている。1～4年生についてもサマースクールを活用し再度自宅へ持ち帰り、円滑に接続できるようにする。
- ・9月15日まで保護者専用の GIGA スクールヘルプデスク(0120-002-293)が開設されているので、再度保護者に案内する。
- ・保護者から学校に寄せられた質問事項については、個別に対応し環境整備を図る。